

四日市市告示第208号

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービスの実施に関する要綱（平成29年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準緩和サービス事業に係る費用の額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、基準緩和通所型サービス事業者が、サービスの提供に必要な区画を賃借する場合にあつては、前項の規定により算定した費用の額及び委託料に、当該賃借に係る賃借料に相当する額（ただし、月額50,000円を上限とする。）を加えた額を、事業の実施に係る費用の額及び委託料とする。</u></p>	<p>(基準緩和サービス事業に係る費用の額)</p> <p>第8条 (略)</p>

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)